2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び長野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○国土交通省告示第五百二十三号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第七十一条の三第十四項の規定により、独立行政法人都市再生機構が施行する土地区画整理事業の事業計画の変更の認可をしたので、第七十一条の三第十五項において準用する同条第十一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年四月十日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　施行者の名称　独立行政法人都市再生機構

二　事業施行期間　平成二十四年五月二十八日から平成三十四年三月三十一日まで

三　施行地区　福岡県北九州市小倉北区片野新町三丁目、三郎丸二丁目、城野団地及び東城野町の各一部

四　土地区画整理事業の名称　北九州都市計画事業城野駅北土地区画整理事業

五　事務所の所在地　福岡県北九州市小倉北区片野四丁目二十番三号

六　施行規程及び事業計画の認可の年月日　平成二十四年五月二十八日

七　事業計画の変更認可の年月日　平成二十七年四月十日

○国土交通省告示第五百二十四号

砂防法(明治三十年法律第二十九号)第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程(明治三十年勅令第三百八十二号)第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十七年四月十日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

梨子沢

二　砂防法第二条の土地の表示

長野県木曽郡南木曽町読書三七五七番二地内四等三角点読書小学校を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から三号までを順次結んだ線、標柱三号と四号を昭和三十六年建設省告示第二千八百三十号で指定した梨子沢に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線、標柱四号から十九号までを順次結んだ線、標柱十九号と二十号を昭和三十六年建設省告示第二千八百三十号で指定した梨子沢に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線、標柱二十号から二十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域(昭和三十六年建設省告示第二千八百三十号で指定した梨子沢に掲げる土地の区域、昭和四十七年建設省告示第八百十九号で指定した同号五に掲げる土地の区域、平成十一年建設省告示第千三百三十五号で指定した同号二に掲げる土地の区域及び平成二十四年国土交通省告示第千四百七十六号で指定した土地の区域を除く。)

基準点から三二四度五七分二五秒　一号
九四・二一五メートルの地点　一号
標柱一号から一〇度一七分〇一秒　二号
一三・四七メートルの地点　二号
標柱二号から六度三八分〇一秒　三号
三三七・五四二メートルの地点　三号
標柱三号から八九度〇六分三七秒　四号
三三七・五四二メートルの地点　四号
標柱四号から四一度〇〇分二〇秒　五号
二三・二〇五メートルの地点　五号
標柱五号から八四度四一分四八秒　六号
三五・〇〇一メートルの地点　六号
標柱六号から一三四度二一分二八秒　七号
二三・二一六メートルの地点　七号
標柱七号から六四度四八分一一秒　八号
四八・〇四五メートルの地点　八号
標柱八号から三〇九度四〇分三六秒　九号
二九・七三三メートルの地点　九号
標柱九号から七二度五四分五三秒　十号
八五・三九八メートルの地点　十号
標柱十号から八三度〇〇分四二秒　十一号
六七・二二七メートルの地点　十一号
標柱十一号から一九度三四分三八秒　十二号
二八九・三二六メートルの地点　十二号
標柱十二号から一七度四〇分五二秒　十三号
一七二・四五二メートルの地点　十三号
標柱十三号から一四七度一八分四四秒　十四号
一一二・九七一メートルの地点　十四号
標柱十四号から一〇七度五〇分二五秒　十五号
九六・四二〇メートルの地点　十五号
標柱十五号から一九七度一六分四五秒　十六号
一二六・九〇七メートルの地点　十六号
標柱十六号から二六八度五〇分〇八秒　十七号
三七四・三六五メートルの地点　十七号
標柱十七号から三〇六度四二分二四秒　十八号
二六一・六六五メートルの地点　十八号
標柱十八号から三二二度四〇分〇一秒　十九号
二四三・五八四メートルの地点　十九号
標柱十九号から二六九度二二分四二秒　二十号
二七一・一二五メートルの地点　二十号
標柱二十号から二六八度五九分三〇秒　二十一号
五六・三六八メートルの地点　二十一号
標柱二十一号から二五七度二一分三五秒　二十二号
七〇・九五二メートルの地点　二十二号

○国土交通省告示第五百二十五号

砂防法(明治三十年法律第二十九号)第六条第一項の規定により、次の土地において、平成二十七年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程(明治三十年勅令第三百八十二号)第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十七年四月十日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　梨子沢

長野県木曽郡南木曽町読書三七五七番二地内四等三角点読書小学校を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から三号までを順次結んだ線、標柱三号と四号を昭和三十六年建設省告示第二千八百三十号で指定した梨子沢に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線、標柱四号から十九号までを順次結んだ線、標柱十九号と二十号を昭和三十六年建設省告示第二千八百三十号で指定した梨子沢に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線、標柱二十号から二十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域(平成十一年建設省告示第千三百四十号で指定した同号二に掲げる土地の区域及び平成二十四年国土交通省告示第千四百七十七号で指定した同号二に掲げる土地の区域を除く。)

基準点から三二四度五七分二五秒　一号
九四・二一五メートルの地点　一号
標柱一号から一〇度一七分〇一秒　二号
二三・四七メートルの地点　二号
標柱二号から六度三八分〇一秒　三号
三三七・五四二メートルの地点　三号
標柱三号から八九度〇六分三七秒　四号
三三七・五四二メートルの地点　四号
標柱四号から四一度〇〇分二〇秒　五号
二三・二〇五メートルの地点　五号
標柱五号から八四度四一分四八秒　六号
三五・〇〇一メートルの地点　六号
標柱六号から一三四度二一分二八秒　七号
二三・二一六メートルの地点　七号
標柱七号から六四度四八分一一秒　八号
四八・〇四五メートルの地点　八号
標柱八号から三〇九度四〇分三六秒　九号
二九・七三三メートルの地点　九号
標柱九号から七二度五四分五三秒　十号
八五・三九八メートルの地点　十号
標柱十号から八三度〇〇分四二秒　十一号
六七・二二七メートルの地点　十一号
標柱十一号から一九度三四分三八秒　十二号
二八九・三二六メートルの地点　十二号
標柱十二号から一七度四〇分五二秒　十三号
一七二・四五二メートルの地点　十三号
標柱十三号から一四七度一八分四四秒　十四号
一一二・九七一メートルの地点　十四号
標柱十四号から一〇七度五〇分二五秒　十五号
九六・四二〇メートルの地点　十五号
標柱十五号から一九七度一六分四五秒　十六号
一二六・九〇七メートルの地点　十六号
標柱十六号から二六八度五〇分〇八秒　十七号
三七四・三六五メートルの地点　十七号
標柱十七号から三〇六度四二分二四秒　十八号
二六一・六六五メートルの地点　十八号
標柱十八号から三二二度四〇分〇一秒　十九号
二四三・五八四メートルの地点　十九号
標柱十九号から二六九度二二分四二秒　二十号
二七一・一二五メートルの地点　二十号
標柱二十号から二六八度五九分三〇秒　二十一号
五六・三六八メートルの地点　二十一号
標柱二十一号から二五七度二一分三五秒　二十二号
七〇・九五二メートルの地点　二十二号